

V.「オリンピック・パラリンピック基本方針推進調査」に係る試行プロジェクト応募条件・同意書

【応募条件】

- プロジェクトへの申請に際して、以下の条件全てを満たしていることを必須とします。
 - オリパラ基本方針推進にあたっての重点分野である「文化を通じた盛り上げ」の趣旨をよく理解していること。
 - 本プロジェクトに関わる専任者または担当者が指名されており、ジェットロからの問い合わせ等に迅速に対応できる実施体制が整っていること。
 - 本プロジェクトと同一テーマにて国(独立行政法人等含む)及び地方自治体の他の補助金・助成制度を活用していないこと。
 - 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定後、再認定を受けた者を除く)でないこと。
 - 公募開始日から公募締切日までの期間、契約に関し、ジェットロから指名停止措置を受けていないこと。
 - 国内外の法令に反する業務、公序良俗に反する業務を行っていないこと。
 - 対象プロジェクトに関して係争中のものでないこと。
 - 模倣品の取り扱いや著作権の侵害を犯しているものでないこと。
 - 名義貸しにより設立された法人、あるいは実体のない法人でないこと。
 - 反社会勢力、またはこれに類似する企業・団体・個人でないこと。
 - プロジェクトの進捗・成果についての報告書作成が可能であり、成果普及等のために実施報告書の概要を公表することに同意できること。

【採択された場合の留意点】

- 審査結果の通知後、採択候補プロジェクトに選定された実施主体は、速やかにプロジェクト内容の精査を行い、仕様書を確定した上で、ジェットロと委託契約を締結します。
- 本公募プロジェクトに採択された場合の留意点については、試行プロジェクト実施主体に対して、改めて説明を行いますが、あらかじめ次の点に留意ください。
 - 事業実施主体は、プロジェクト期間中、ジェットロの求めに応じて、プロジェクトの進捗やプロジェクト成果等の状況について進捗報告を行います。
 - 事業実施主体は、契約終了日までに、本委託プロジェクトの経費についての帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経費と明確に区分した形で会計報告を行うとともに、プロジェクトの成果等を取りまとめた実績報告書を提出する必要があります。(実績報告書の著作権はジェットロに帰属します)。
 - プロジェクトの実施にあたっては、公益財団法人 東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が管理する東京 2020 大会関連マーク(エンブレム、ロゴ、スローガン等)をはじめとしたオリンピックおよびパラリンピックの知的財産の保護に厳重な注意を払い、疑義が生じた場合には、ジェットロと協議しなければなりません。

※試行プロジェクト実施にあたっての表示方法について

- 本プロジェクトに採択された試行プロジェクトは、次のように表示してください。
「本プロジェクトは、内閣官房オリンピック・パラリンピック推進本部事務局の委託により、平成30年度オリンピック・パラリンピック基本方針推進調査として実施しています。」
- その他の表示方法等については、ジェットロにご相談ください。

【委託契約の締結・委託費の支払い】

- 採択候補となったプロジェクトについては、実施主体とジェットロが速やかに委託契約を締結することとします。
- プロジェクト実施主体は契約に必要な書類を速やかにジェットロに提出していただくこととなります。書類に不備がある場合や、契約条件が合致しない場合には、委託契約が締結できない場合もありますので留意ください。また、委託契約締結に向けた調整の結果、提案金額と委託契約金額が一致しない場合もあります。
- 委託費は、委託契約に係る契約書及び実施計画書に定められた用途以外には使用できません。

- 委託費の支払いは、原則、プロジェクト完了後の精算払いとなります。したがって、実施計画書記載の項目で数量に変更が生じた場合は実施計画書記載の単価または実施計画書に実費と記載のあるものについては実費で精算するものとします。なお、実施計画書に記載のない項目については、事前にジェットロに書面により申し出、ジェットロが承認する限りにおいて精算が可能です。

【プロジェクト実施主体の義務】

- プロジェクト実施主体はジェットロに対し、契約終了日までに、プロジェクトの実施経費に係る帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経費と明確に区分した形で会計報告を行うとともに、プロジェクトの成果等を取りまとめた実績報告書を提出する必要があります。(実績報告書の著作権はジェットロに帰属します)。
- 本委託プロジェクトの実施経費に係る帳簿及び全ての証拠書類については、プロジェクト終了後から5年間保管し、ジェットロから要求があったときにいつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければなりません。
- 本委託プロジェクトの実施状況の調査等のために必要と認めるときは、ジェットロはプロジェクト実施主体に報告を求め、又はジェットロの職員が本委託プロジェクトに関する帳簿等の調査を行います。プロジェクト実施主体はこの調査に協力しなければなりません。
- ジェットロは、プロジェクト実施主体が委託契約の条項に違反したと認められる場合には、契約を解除することができます。解除をした場合において、既に委託金の支払いが生じている場合には、その全部又は一部を、期限を定めて返還させることができます。

【免責事項】

- 採択事業者が、採択事業においてその目的を達成し得なかった場合、または採択事業の遂行により採択事業者が損失等の不利益を被った場合、その他いかなる場合においても、ジェットロは一切の責任を負いません。

【秘密保持・個人情報保護について】

- ジェットロ及びプロジェクト実施主体は、当事者のいずれかから開示された業務上の情報を秘密として扱うものとし、事前に開示した当事者又は情報の保有者の承諾を得ることなく、これらの情報を本事業の実施以外の目的以外に使用し、又は第三者に開示してはならないものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報には含まれないものとします。
 - 開示の時点ですでに公知の情報、又は開示後開示を受けた当事者の責によらずして公知となった情報
 - 開示を受けた当事者が、第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報
 - 開示の時点ですでに開示を受けた当事者が保有している情報
 - 開示を受けた当事者が、開示された情報によらずして独自に開発した情報
 - 開示した当事者が、第三者に対し秘密保持義務を課すことなく開示した情報
 - 法律の強制力を伴い裁判所又は管轄官公庁により開示を要請された情報
- ジェットロ及びプロジェクト実施主体は、本事業の遂行上必要な場合のほか、秘密情報又は秘密情報を含む物件について、複製、複写、翻案、翻訳等の行為をしないものとします。
- 本事業に関わる個人情報は、本事業の実施及び関連サービスの案内及びフォローアップ調査などに利用します。また、その取り扱いについては、ジェットロが定める「個人情報保護方針」に基づき適切に取り扱います。ジェットロの個人情報保護方針については(<https://www.jetro.go.jp/privacy/>)をご覧ください。

以上

「オリンピック・パラリンピック基本方針推進調査」に係る試行プロジェクトに応募するにあたり、公募要領の内容及び上記の条件と誓約事項を確認の上、同意いたします。

応募者(団体)名

西暦 年 月 日

所在地

代表者名

代表者印